

#### 議事要旨(4) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、これまでの審議の経緯及び公開草案のコメントを受けた今後の検討の予定についての説明があり、また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(4)-1から(4)-2]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
  - 今回の改正により当期純利益の表示が変わることについて、実務上の混乱を避けるために、各方面で調査や周知の活動を行ってきたと思うが、しつかりと周知を図るために結論の背景等に記載してはどうか。
- ・ 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
  - 当期純利益の表示の変更については、適用時期に関するコメントへの対応も含め、実務上の混乱が起こらないように公開草案公表後に個別にユーザーへのヒアリングや周知活動を行ってきているが、最終基準公表後においても引き続き周知活動に努めていきたいと考えており、また、ご指摘の点については「公表に当たって」など、会計基準以外の他の適切な箇所での記載を検討していきたい。
- ある委員より、次の意見があった。
  - 国際的な会計基準と同じ取扱いに改正された箇所の「結論の背景」の記載について、会計処理の議論の結果、国際的な会計基準と同じ取扱いにしたということだと理解しているが、国際的な会計基準に合わせるために取扱いを変更したかのような記載になっている箇所があるため、検討いただきたい。
- ・ 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
  - 今回の改正は、実務上の指摘への対応と国際的な会計基準により作成された財務諸表との比較可能性の向上が主な目的であり、その点を踏まえて文案を引き続き検討していきたい。
- ある委員より、次の意見があった。
  - 公開草案から取扱いを変更した箇所について、再度意見を求める必要があるかどうかについて検討いただきたい。また、非連結子会社の取扱いについて、連結や企業結合の会計基準に記載する必要が無いという意見があったとのことであるが、持分法の実務指針での対応を考えるとこの箇所に記載が必要と考える。さらに、段階的に子会社株式を取得したケースでどのような場合を一体の取引として考えるかについて適用指針での記載を検討いただきたい。

- ・ 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。  
再公開草案の必要性の有無については、変更した経緯や変更箇所の重要性などを踏まえて検討することとなり、次回の委員会で審議をお願いしたいと考えている。また、非連結子会社の取扱の記載については、他の委員の方の意見も踏まえ、記載の可否を検討していきたい。さらに、一体取引については、基本的な考え方は既に企業結合会計基準等に記載されており、実務上はその考え方に基づいて個々の取引ごとに実態判断していくことになると考えており、現状、さらに踏み込んだ対応は難しいと考えている。

以上